

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 30 号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

大会用テント（小）		500	を
-----------	--	-----	---

」

「

大会用テント（小）			500	
卓球用具	卓球台	A	一式につき1日	300
		B	一式につき1時間	200
	球止めネット		1個につき1日	30
	得点板		1台につき1日	100
支柱及びネット	バドミントン用	A	1組につき1日	200
		B	1組につき1時間	200
	バレーボール用	A	1組につき1日	1,330
		B	1組につき1時間	410
	テニス用	A	1組につき1日	1,330
		B	1組につき1時間	610
ゴール	バスケットボール用	A	1対につき1日	2,570
		B	1台につき1時間	300
	フットサル用	A	1対につき1日	1,330
		B	1対につき1時間	200
審判台			200	
得点板		1台につき1日	100	

に

ストップウォッチ	1個につき1日	200
放送設備	一式につき1時間	410

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「A」とは競技会，講習会その他の催物に利用する場合を，「B」とはそれ以外の場合をいう。

第2条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2支柱及びネットの項中「610」を「620」に改め、同表ゴールの項中「2，570」を「2，610」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 この規則の公布の日
 - (2) 第1条の規定 令和元年9月1日
 - (3) 第2条及び附則第4項の規定 令和元年10月1日

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 改正後の規則の規定は、第2条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)